

中華人民共和國專利法¹

1. 1983年3月12日第6期全國人民代表大會常務委員會第4回會議で採択
2. 1992年9月4日第7期全國人民代表大會常務委員會第27回會議「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定により第1回改正
3. 2000年8月25日第9期全國人民代表大會常務委員會第17回會議「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定により第2回改正
4. 2008年12月27日第11期全國人民代表大會常務委員會第6回會議「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定により第3回改正
5. 2020年10月17日第13期全國人民代表大會常務委員會第22回會議「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定により第4回改正され、2021年6月1日から施行される。

目 次

第一章 総則

第二章 専利権付与の条件

第三章 専利の出願

第四章 専利出願の審査と許可

第五章 専利権の存続期間、消滅及び無効

第六章 専利実施の強制許諾

第七章 専利権の保護

第八章 附則

第一章 総則

第1条 専利権者の合法的權益を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進することにより、もってイノベーション能力を向上させ、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進するために、この法律を制定する。

第2条 この法律にいう発明創造²とは発明、考案³、意匠をいう。

¹ 原文の出典：http://www.xinhuanet.com/2020-10/18/c_1126624476.htm 訪問年月日：2020年10月25日

² 訳注：「発明創造」は発明、考案及び意匠の上位概念になる用語で、対応する日本語がない。

³ 訳注：原文は「実用新案」である。

発明とは、物⁴、方法又はその改善に対して提案される新たな技術方案⁵をいう。

考案とは、物品⁶の形状、構造又はその結合に対して提案され、実用に適した新たな技術方案をいう。

意匠とは、物品⁷の全体又は部分的な形状、模様又はそれらの結合並びに色彩と形状、模様の結合について提案された美感に富み、かつ工業的応用に適した新たなデザインをいう。

第3条 国務院専利行政部門は全国の専利管理業務を行い、専利出願を統一して受理及び審査し、法に依り専利権を付与する。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門が当該行政区域における専利管理業務を行う。

第4条 専利出願に係る発明創造が国の安全又は重大な利益に関わり、秘密保持が必要な場合は、国の関連規定に従って取り扱う。

第5条 法律、社会道徳に違反し、又は公共利益を妨げる発明創造に対しては専利権を付与しない。

法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得し又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成した発明創造に対しては専利権を付与しない。

第6条 所属単位⁸の任務を遂行し、又は主として所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造について、専利を出願する権利は当該単位に帰属し、出願が許可された場合、当該単位が専利権者となる。当該単位は、その職務発明創造に係る専利を申請する権利及び専利権を、法に依り処分することができ、関連する発明創造の実施と運用を促進させる。

非職務発明創造について、専利を出願する権利は発明者又は創作者⁹に帰属し、出願が許可された場合、当該発明者又は創作者が専利権者となる。

所属単位の物質、技術条件を利用して完成した発明創造について、単位と発明者又は創作者とが契約を締結し、専利を出願する権利及び専利権の帰属について約定がある場合は、その約定に従う。

⁴ 訳注：原文は「製品」であるが、日本の特許法における「物」に相当する概念である。

⁵ 訳注：「技術方案」は、日本語の「請求項に係る発明」、又は「請求項に係る考案」に対応する場合が多い。

⁶ 訳注：原文は「製品」であるが、日本の実用新案法における「物品」に相当する概念である。

⁷ 訳注：原文は「製品」であるが、日本の意匠法における「物品」に相当する概念である。

⁸ 訳注：原文の「単位」をそのまま使った。中国語の「単位」は「個人」の概念に対する「組織体」の概念であり、政府機関や企業等の組織体が含まれる。

⁹ 訳注：この「創作者」は、実用新案の考案者及び意匠の創作者が含まれる。

第 7 条 発明者又は創作者の非職務発明創造の専利出願に対して、いかなる単位又は個人も抑圧してはならない。

第 8 条 二以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造は、一の単位又は個人が他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造について、別途合意がある場合を除き、専利を出願する権利は、発明創造を完成させ、又は共同で完成させた単位又は個人に帰属する。出願が許可された場合、出願した単位又は個人が専利権者となる。

第 9 条 同様の発明創造に対して一の専利権にしか付与することができない。ただし、同一の出願人が同一の発明創造について同日に実用新案専利出願と発明専利出願をした場合、先に取得した実用新案専利権がまだ終了しておらず、かつ出願人が当該実用新案専利権の放棄を宣言した場合は、発明専利権を付与することができる。

二人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれが専利出願をした場合、専利権は最先に出願した者に付与される。

第 10 条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人、外国企業、又は外国のその他の組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連する法律と行政法規の規定に従い、手続きをとらなければならない。

専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者が書面による契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録しなければならない。国務院専利行政部門が公告をする。専利出願権又は専利権の譲渡は登録日より効力を生ずる。

第 11 条 発明及び実用新案専利権が付与された後、この法律で別途に定めがある場合を除き、いかなる単位又は個人も、専利権者の許諾を経ることなくその専利を実施してはならない。すなわち、生産経営を目的として¹⁰、その専利製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、輸入してはならず、又はその専利方法を使用してはならず、及び当該専利方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売し、輸入してはならない。

意匠専利権が付与された後、いかなる単位又は個人も、専利権者の許諾を経ることなくその専利を実施してはならない。すなわち、生産経営を目的として、その意匠専利に係る物品を製造し、販売の申出をし、販売し、輸入してはならない。

第 12 条 いかなる単位又は個人も他人の専利を実施する場合は、専利権者と実施許諾契約を締結し、専利権者に実施料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で定められた以外のいかなる単位又は個人に対しても当該専利の実施を許諾する権原を有しない。

第 13 条 発明専利出願の公開後、出願人はその発明を実施する単位又は個人に適切

¹⁰ 訳注：「生産経営を目的として」は、日本の特許法における「業として」と同義である。

な対価の支払いを請求することができる。

第 14 条 専利出願権又は専利権の共有者が権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施することができ、又は通常の実施許諾¹¹で他人に当該専利の実施を許諾することができる。他人に当該専利の実施を許諾する場合、受け取った実施料は共有者の間で分配しなければならない。

前項に規定する場合を除き、共有する専利出願権又は専利権の行使は、共有者全員の同意を得なければならない。

第 15 条 専利権が付与された単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、その普及、応用の範囲及び得られた経済的効果及び収益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与えなければならない。

国は、専利権の付与された単位が、株式、オプション、配当などの形で財産権による奨励を実施し、発明者又は設計者にイノベーションによる収益が合理的に分配されるようにすることを奨励する。

第 16 条 発明者又は創作者は専利書類において自己が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。

専利権者はその専利に係る物品又は当該物品の包装に、専利表示をする権利を有する。

第 17 条 中国に恒常的居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利出願をする場合、その所属の国と中国が締結した協定、又は共に加入している国際条約により、又は互惠の原則に従い、この法律に基づいて取り扱う。

第 18 条 中国に恒常的な住所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利出願をする場合、及びその他の専利手続きを行う場合は、法に依り設立された専利代理機構に委託して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で専利出願をする場合、及びその他の専利手続きを行う場合、法に依り設立された専利代理機構に委託し処理することができる。

専利代理機構は、法律、行政法規を遵守しなければならない。被代理人の委託に従い、専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容について、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密保持の責任を負う。専利代理機構の具体的な管理方法は国務院が定める。

第 19 条 いかなる単位又は個人も中国で完成した発明又は考案について、外国に専利出願する場合は、事前に国務院専利行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持の手続き及び期間等は国務院の規定に従い実行する。

中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加入している関連する国際条約に基づいて

¹¹ 訳注：「通常の実施許諾」は、日本の通常実施権による実施許諾に対応する。

専利の国際出願をすることができる。出願人が専利国際出願¹²をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は中華人民共和国が加入している関連する国際条約及びこの法律、国務院の関連規定に基づいて専利国際出願を処理する。

本条第 1 項の規定に違反して外国に専利出願をした発明専利又は実用新案専利に対して、中国で専利出願をした場合は専利権を付与しない。

第 20 条 専利出願及び専利権の行使は誠実信用の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な権益を損なってはならない。

専利権を濫用して、競争を排除し又は制限して、独占行為を構成する場合は、「中華人民共和国独占禁止法」に基づいて処理する。

第 21 条 国務院専利行政部門は、客観的で、公正で、正確に、迅速の要求に従い、法に依り関連する専利出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は、専利情報の公共サービスシステムの構築を強化し、専利情報を、完全でかつ正確に、遅滞なく公表し、専利基礎データを提供し、専利公報を定期的に発行し、情報の伝播と利用を促進しなければならない。

専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

第二章 専利権付与の条件

第 22 条 専利権の付与に係る発明及び考案は、新規性及び進歩性¹³、実用性を具備していなければならない。

新規性とは、当該発明又は考案が従来技術に属さず、いかなる単位又は個人も同様の発明又は考案について、出願日前に国務院専利行政部門に出願されておらず、かつ出願日以降に公開された専利出願書類又は公告された専利書類に記載されていないことをいう。

進歩性とは、従来技術に比べて当該発明は突出した実質的特徴及び顕著な進歩を具備し、当該考案に実質的特徴及び進歩を具備することをいう。

実用性とは、当該発明又は考案が製造し又は使用することができ、かつ積極的な効果を生じさせることができることをいう。

この法律にいう従来技術とは、出願日前に国内外において公衆に知られている技術をいう。

第 23 条 専利権の付与に係る意匠は、従来意匠に属さないものでなければならない。

¹² 訳注：日本語の「国際特許出願」と同義である。

¹³ 訳注：原文は「創造性」である。日本の「進歩性」に対応する概念である。

いかなる単位又は個人も同様の意匠について、出願日前に国務院専利行政部門に出願されておらず、かつ出願日以降に公告された専利書類にも記載されていないものでなければならぬ。

専利権の付与に係る意匠は、従来意匠又は従来意匠の特徴の組み合わせに比較して、明らかな違いを有するものでなければならぬ。

専利権の付与に係る意匠は、他人が出願日前に取得した合法的権利と衝突¹⁴してはならぬ。

この法律にいう従来意匠とは、出願日前に国内外において公衆に知られている意匠をいう。

第 24 条 専利出願に係る発明創造について、出願日前 6 月以内に、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、新規性を喪失しないものとする。

(一) 国が緊急事態又は非常事態になった場合、公共利益の目的のために初めて公開された場合

(二) 中国政府が主催し又は承認した国際博覧会で初めて出品した場合

(三) 所定の学術会議、又は技術会議で初めて発表した場合

(四) 他人が出願人の同意を経ることなく、その内容を漏洩した場合

第 25 条 次に掲げる各号に該当する場合に専利権を付与しない。

(一) 科学的発見

(二) 知的活動の規則及び方法

(三) 疾病の診断及び治療方法

(四) 動物と植物の品種

(五) 原子核変換方法及び原子核変換方法により得られた物質

(六) 平面印刷物の模様、色彩又は模様と色彩の結合によって作り出した主に標識として機能する意匠

前項第(四)号に掲げた製品の生産方法について、この法律の規定に基づき専利権を付与することができる。

第三章 専利の出願

第 26 条 発明専利又は実用新案専利の出願をするには、願書、明細書及び要約、並びに請求の範囲¹⁵等の書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は考案の名称、発明者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

¹⁴ 訳注：この「衝突」は、日本語の利用と抵触とを含む概念である。

¹⁵ 訳注：原文は「権利要求書」である。

明細書では、発明又は考案について、所属の技術分野における技術者が実現できることを基準に明確かつ完全に説明しなければならず、必要の場合は図面を添付しなければならない。要約は発明又は考案の技術要点を簡潔に説明しなければならない。

請求の範囲は明細書を根拠とし、専利の保護を求める範囲を、明確かつ簡潔に特定しなければならない。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願人は専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなければならない。出願人が原始的由来を説明することができない場合は、その理由を陳述しなければならない。

第 27 条 意匠専利出願をする場合は、願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出しなければならない。

出願人が提出した図面又は写真には、専利の保護を求める物品に係る意匠が鮮明に表示されていなければならない。

第 28 条 国務院専利行政部門が専利出願書類を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵送による場合は、郵送の消印日を出願日とする。

第 29 条 出願人が発明専利又は実用新案専利を外国に初めて出願した日から 12 月以内に、又は意匠専利を外国に初めて出願した日から 6 月以内に、中国で同様の主題について専利出願をする場合、当該外国と中国とが締結した協定又は共に加入している国際条約に基づき、又は優先権を相互に承認する原則に基づき、優先権を享有することができる。

出願人が発明又は実用新案を中国で初めて専利出願した日から 12 月以内 又は意匠について中国で初めて出願した日から 6 月以内に、再度国務院専利行政部門に同様の主題について専利出願をする場合、優先権を享有することができる。

第 30 条 出願人が発明、実用新案専利優先権を主張する場合、出願に際して書面による声明を提出しなければならず、かつ最初に出願した日から 16 月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が 意匠専利優先権を主張する場合、出願に際して書面による声明を提出しなければならず、かつ 3 月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が書面による声明が提出されておらず、又は期間を経過しても専利出願書類の副本が提出されていない場合は、優先権が主張されていなかったものとみなす。

第 31 条 一件の発明又は実用新案の専利出願には、一の発明又は考案に限られていなければならない。一の全体的な発明の構想に属する二以上の発明又は考案は、一件の出願とすることができる。

一件の意匠専利出願は、一の意匠に限られていなければならない。同一の物品に係る

二以上の類似意匠、又は同一の区分¹⁶に用いられかつセットで販売され又は使用される物品に係る二以上の意匠は、一件の出願とすることができる。

第 32 条 出願人は、専利権が付与される前はその専利出願をいつでも取り下げることができる。

第 33 条 出願人は、その専利出願書類を補正することができる。ただし、発明及び実用新案専利の出願書類に対する補正は、原明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならず、意匠専利の出願書類に対する補正は、原図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。

第四章 専利出願の審査と許可

第 34 条 国務院専利行政部門は発明専利の出願を受け取った後、初歩的審査を経てこの法律の要件を満たしていると認めた場合、出願日より満 18 月直ちに公開する。国務院専利行政部門は出願人の請求により、その出願を早期に公開することができる。

第 35 条 発明専利出願の出願日から 3 年以内に、国務院専利行政部門は、出願人による随時に提出した請求に基づいて、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願人が正当理由なく、期間を経過しても実体審査を請求しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。

国務院専利行政部門は必要と認めた場合、自ら発明専利の出願に対して実体審査を行うことができる。

第 36 条 発明専利の出願人が実体審査を請求する場合、出願日前におけるその発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明専利についてすでに外国に出願されている場合、国務院専利行政部門は出願人に対し、指定期間内に当該国がその出願を審査するための検索資料又は審査結果に係る資料の提出を求めることができる。正当理由なく期間を経過しても提出されていない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。

第 37 条 国務院専利行政部門が発明専利出願に対して実体審査を行った後、この法律の規定に適合していないと認めた場合は、出願人に通知しなければならない。指定期間内に意見の陳述、又はその出願に対する補正を求めなければならない。正当理由なく期間を経過しても応答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。

第 38 条 発明専利出願は、出願人の意見陳述又は補正の後、国務院専利行政部門が依然としてこの法律の規定に適合しないと認めた場合、拒絶しなければならない。

第 39 条 発明専利出願が実体審査を経て、拒絶理由を発見しない場合は、国務院専利行政部門が発明専利権の付与を決定し、発明専利証書を交付するとともに登録して公

¹⁶ 訳注：原文は「類別」である。

告し、発明専利権は公告日より効力を生ずる。

第 40 条 実用新案及び意匠専利出願が初歩的審査を経て、拒絶理由を発見しなかった場合は、国務院専利行政部門が実用新案専利権又は意匠専利権を付与する決定を行い、発明専利証書を交付するとともに登録して公告し、実用新案専利権及び意匠専利権は公告日より発効する。

第 41 条 専利出願人は国務院専利行政部門による拒絶査定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に、国務院専利行政部門に復審を請求することができる。国務院専利行政部門は復審の後に決定を行い、かつ専利出願人に通知する。

専利出願人は国務院専利行政部門による復審決定に対して不服の場合、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第五章 専利権の存続期間、消滅及び無効

第 42 条 発明専利権の存続期間は 20 年とし、実用新案専利権の存続期間は 10 年とし、意匠専利権の存続期間は 15 年とし、いずれも出願日から起算する。

発明専利の出願日から満 4 年で、かつ実体審査請求日から満 3 年後に発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求により、発明専利の権利化の過程における不合理な遅延について、専利権の存続期間の補償を与えるものとする。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りでない。

新薬の上市の評価及び認可の審査のために時間を要した場合、中国での上市の許可を得た新薬に関連する発明専利に対して、国務院行政管理部門は、専利権者の請求により、存続期間の補償を与えるものとする。補償期間は、5 年を超えないものとし、新薬の許可の上市後の合計の専利権存続期間は 14 年を超えないものとする。

第 43 条 専利権者は専利権が付与されたその年から年金を納付しなければならない。

第 44 条 次に掲げるいずれかに該当する場合、専利権は存続期間の満了前に消滅するものとする。

(一) 規定に従い年金を納付していない場合

(二) 専利権者が書面による声明をもって、その専利権を放棄した場合

専利権が存続期間の満了前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登録して公告をする。

第 45 条 国務院専利行政部門が専利権の付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、当該専利権の付与がこの法律の関連規定に適合していないと認めた場合は、国務院専利行政部門に当該専利権の無効宣告を請求することができる。

第 46 条 国務院専利行政部門は専利権の無効宣告の請求に対し、遅滞なく審理して決定を行い、かつ請求人及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効を宣告した決定は、国務院専利行政部門が登録して公告をする。

国務院専利行政部門による専利権の無効宣告又は専利権の維持の決定に対して不服の場合、通知を受領した日から3月以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、無効宣告請求手続における相手方当事者に対し、第三者として訴訟への参加を通知しなければならない。

第47条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものとみなす。

専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院によるすでに執行された専利権侵害の判決、調停書、すでに履行又は強制執行された専利権の侵害紛争の処理決定、及びすでに履行された専利実施許諾契約又は専利権譲渡契約に対して、遡及力を有しない。ただし、専利権者の悪意により他人に損害をもたらした場合は賠償しなければならない。

前項の規定に従い、専利権の侵害による賠償金、専利実施料、専利権譲渡料を返還しなければ明らかに公平の原則に反することになる場合は、全額又は一部を返還しなければならない。

第六章 専利実施の特別許諾

第48条 国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務を管理する部門は、同級の関連部門と連携して措置を取ることで、専利公共サービスを強化し、専利の実施及び運用を促進しなければならない。

第49条 国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を有する場合、国務院の関係主管単位及び省、自治区、直轄市人民政府は、国務院の許可を経て、許可された範囲における普及、応用を決定し、指定された単位に実施を許諾することができ、実施をする単位が国の規定に従い専利権者に実施料を支払う。

第50条 専利権者は、国務院専利行政部門に対し、いかなる単位又は個人に対してもその専利の実施を許諾する意思があることを書面により声明し、実施許諾料の支払い方法、基準を明確にした場合は、国務院専利行政部門が公告し、開放許諾を実行する。実用新案、意匠専利について開放許諾声明を提出する場合は、専利権評価報告を提供しなければならない。

専利権者は、開放許諾声明を取り下げの場合、書面によらなければならない、国務院専利行政部門が公告する。開放許諾声明が公告により取り下げられても、それ以前の開放許諾の効力には影響を及ぼさない。

第51条 いかなる単位又は個人も専利の開放許諾を実施する意思がある場合は、書面により専利権者に通知し、公告された実施許諾料の支払い方法、基準に従って実施許諾料を支払うと、専利の実施許諾を取得したものとする。

開放許諾期間中、専利権者の納付する専利年金について相応の減免を与える。

開放許諾を実行する専利権者は、被許諾者と実施許諾料について協議した後に通常の実施許諾をすることができる。ただし、当該専利について独占又は排他的許諾をしてはならない。

第 52 条 当事者が開放許諾の実施について紛争を生じた場合、当事者の協議による解決を図り、協議を望まない又は協議が成立しない場合は、国務院専利行政部門に調停を申し立てることができ、人民法院に訴えを提起することもできる。

第 53 条 次に掲げるいずれかに該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備している単位又は個人の請求により、発明専利又は実用新案専利の実施について強制許諾することができる。

(一) 専利権者が専利権の付与された日より満 3 年を経過し、かつ専利出願日より満 4 年を経過し、その専利が正当理由なく実施されておらず、又は十分に実施されていない場合

(二) 専利権者による専利権を行使する行為が法に依り独占的行為であると認定され、当該行為の競争に対して生ずる不利な影響の除去又は減少させるためである場合。

第 54 条 国に緊急事態若しくは非常事態が発生し、又は公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明専利又は実用新案専利の実施を強制許諾することができる。

第 55 条 公共の健康の目的のために、専利権を取得した薬品について、国務院専利行政部門は、その製造、かつ中華人民共和国が加入している関連する国際条約の規定に適合する国又は地域への輸出を強制許諾することができる。

第 56 条 専利権を取得した発明又は実用新案が、先に専利権を取得した発明、又は実用新案に比較して経済的意義が顕著で重大な技術進歩を有し、かつその実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は、後の専利権者の請求に基づき、先の発明又は実用新案の実施の強制許諾をすることができる。

前項の規定に基づいて実施を強制許諾する場合は、国務院専利行政部門は先の専利権者の請求に基づき、後の発明又は実用新案の実施の強制許諾をすることができる。

第 57 条 強制許諾に係る発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共の利益の目的とする場合及びこの法律第 53 条第 (二) 号に規定する場合に限られる。

第 58 条 この法律第 53 条第 (二) 号と第 55 条の規定に基づく強制許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とするものでなければならない。

第 59 条 この法律第 53 条第 (一) 号と第 56 条の規定に基づいて、強制許諾を請求する単位又は個人は、専利権者に対して合理的な条件をもってその専利の実施許諾を求めたが、合理的な期間内に許諾を得ることができなかつたことを証明する証拠を提供しなければならない。

第 60 条 国務院専利行政部門による強制実施許諾を与える決定は、遅滞なく専利権者に通知しなければならない。かつ登録して公告しなければならない。

強制実施許諾を与える決定は、強制許諾の理由に基づいて、実施の範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が解消されかつ再度発生はしない場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求に基づいて、審査を経て強制実施許諾の中止を決定しなければならない。

第 61 条 強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的实施権を享有せず、かつ他人に実施を許諾する権原を有しない。

第 62 条 強制実施許諾を取得した単位又は個人は、専利権者に合理的な実施料を支払わなければならない。又は中華人民共和国が加入している関連する国際条約の規定に基づいて実施料の問題を処理する。実施料を支払うことになった場合、その額は双方の協議による。双方が合意に達しない場合は、国務院専利行政部門の裁決による。

第 63 条 専利権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する決定に対して不服の場合、及び専利権者と強制実施許諾を取得した単位又は個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する実施料の裁定に不服の場合は、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第七章 専利権の保護

第 64 条 発明又は実用新案専利権の保護範囲は、その請求の範囲における内容を基準とし、明細書及び図面は請求の範囲の内容の解釈に用いることができる。

意匠専利権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該物品に係る意匠を基準とし、簡単な説明¹⁷は図面又は写真に示された当該物品に係る意匠の解釈に用いることができる。

第 65 条 専利権者の許諾を経ることなく、その専利を実施し、すなわち、その専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議して解決する。協議を望まず又は協議が調わない場合、専利権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起することができ、専利業務管理部門による処理を求めることもできる。専利業務管理部門が処理する際に、権利侵害行為が成立すると認定した場合、侵害者に侵害行為の即刻停止を命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。侵害者が期間を経過しても訴えを提起せず、侵害行為も停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。処理を行う専利業務管理部門は、当事者の請求に応じて、専利権侵害による賠償額について調停することができ、調停が調わなかった場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて人民法院に訴えを提起すること

¹⁷ 中国の「簡単な説明」は一の書類であり、日本の願書に記載の「簡単な説明」とは異なるものであることに留意することが必要である。

ができる。

第 66 条 専利権侵害紛争が新製品の製造方法に関するとき、同様の製品を製造した単位又は個人は、その製品の製造方法が専利方法と異なる方法によることの証明を提供しなければならない。

専利権侵害紛争が実用新案専利権又は意匠専利権に関するとき、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人に対し、国務院専利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に作成した専利権評価報告を、専利権侵害紛争の審理、処理のための証拠として提出することを求めることができる。専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は専利権評価報告を自発的に提出することもできる。

第 67 条 専利権侵害紛争において、被疑侵害者がその実施に係る技術又は意匠が従来技術又は従来意匠に属することを証拠により証明した場合は、専利権侵害を構成しない。

第 68 条 専利を仮冒¹⁸した場合、法に依り民事責任を負うほか、専利の執行を担当する部門が是正を命じかつ公告し、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の過料に処することができる。違法所得がない場合、又は違法所得が 5 万元以下の場合は 25 万元以下の過料に処することができる。犯罪を構成する場合は、法に依り刑事責任を追及する。

第 69 条 専利の執行を担当する部門は、すでに取得した証拠に基づいて専利仮冒の疑いがある行為に対して取り締まる際に、以下の措置を取る権限を有する。

(一) 関係する当事者を尋問し、違法の疑いのある行為に関連する事情を調査すること

(二) 当事者の被疑違法行為の場所に対して現場検証を実施すること

(三) 被疑違法行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調べ、複製すること

(四) 被疑違法行為に係る製品を検査すること

(五) 専利を仮冒する製品であることを証拠により証明した場合は、封印し又は差押えること。

専利業務管理部門は専利権者又は利害関係人の請求により専利権侵害紛争処理をするとき、前項第（一）号、第（二）号、第（四）号に掲げる措置を取ることができる。

専利の法的執行を担当する部門、専利業務管理部門が法に依り前二項に規定する職権を行使する場合、当事者は協力し、助力しなければならず、拒否したり、妨害したりしてはならない。

第 70 条 国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、全国で重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争を処理することができる。

¹⁸ 訳注：原文の「仮冒」をそのまま使っている。「仮冒」には、偽造、冒用等の意味が含まれる概念である。

地方人民政府の専利管理業務部門は、専利権者又は利害関係人の請求により、専利権侵害紛争を処理し、本行政領域における同一の専利権侵害事件に対しては併合して処理することができ、領域を跨って同一の専利権侵害事件に対しては、上級の地方人民政府の専利業務を管理する部門による処理を求めることができる。

第 71 条 専利権侵害による賠償額は、権利者が権利侵害されたことによって蒙った実際の損害又は侵害者の侵害行為によって得られた利益に基づいて算定される。権利者の損害又は侵害者の得られた利益の算定が困難な場合は、当該専利の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。故意に専利権を侵害し、情状が重い場合は、上述の方法に基づいて算定した額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を算定することができる。

権利者の損害、侵害者の得られた利益及び専利の実施許諾料を算定することがいづれも困難な場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、3 万元以上 500 万元以下の賠償を確定することができる。

賠償額には、さらに権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含めなければならない。

人民法院は、賠償額の算定のために、権利者がすでに挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が保有されている場合は、侵害者に侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命ずることができ、侵害者が提供せず又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び権利者が提供した証拠を参酌して賠償額を判定することができる。

第 72 条 専利権者又は利害関係人が、他人が権利侵害行為を行っている又は行おうとしていること、権利を実現する行為を妨害することを証拠により証明し、速やかに制止しなければ、その合法的權益が回復し難い損害を蒙るおそれがある場合は、訴えを提起する前に法に依り人民法院に財産保全を取ること、一定の行為をすること、又は一定の行為を禁止することを命ずる措置を取ることを申立てることができる。

第 73 条 専利権侵害行為の制止のために、証拠が滅失するおそれがあり又はその後取得が困難になる場合、専利権者又は利害関係人は訴えの提起前に法に依り人民法院に証拠保全を申立てることができる。

第 74 条 専利権侵害訴訟の時効は3 年とし、専利権者又は利害関係人が権利侵害行為及び侵害者を知った日又は知り得べき日より起算する。

発明専利が出願公開されてから専利権が付与されるまでの間に当該発明を使用して、適額の実施料を支払っていない場合、専利権者の実施料の支払いを要求する訴訟の時効は3 年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った日又は知り得べき日より起算する。ただし、専利権者が専利権の付与日前にすでに知った場合又は知り得べきであった場合は、専利権の付与日より起算する。

第 75 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は専利権の侵害とみなさない。

(一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその

許諾を経た単位及び個人が販売された後、当該製品を使用し、販売の申出をし、販売し、輸入する場合

(二) 専利出願日前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又はすでに製造、使用に必要な準備ができ、かつ原範囲内にのみ継続して製造し、使用する場合

(三) 中国の領陸、領水、領空を一時的に通過する外国の運輸手段が、その所属国と中国と間に締結した協定又は共に加入している国際条約に基づいて、又は互惠の原則により、運輸手段自体の必要のためにその装置及び設備において関連する専利を使用する場合

(四) 専ら科学研究及び実験のために関連する専利を使用する場合

(五) 行政の許認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療器械を製造し、使用し、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品又は専利医療器械を製造し、輸入する場合。

第 76 条 医薬品の上市の評価及び認可の審査の過程で、医薬品上市許可申請人が、関連の専利権者又は利害関係人と、登録の申請に係る医薬品に関連する専利権により紛争を生じた場合、関連の当事者は人民法院に訴えを提起し、登録の申請に係る医薬品に関連する技術方案が他人の医薬品専利権の保護範囲に属するか否かについて判決を求めることができる。国務院薬品監督管理部門は、所定の期間内に、人民法院による発効裁判に基づいて関連の医薬品の上市の許可を一旦停止させるか否かを決定することができる。

医薬品上市許可申請人と関連の専利権者又は利害関係人は、登録の申請に係る医薬品関連専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を求めることもできる。

国務院薬品監督管理部門は、国務院専利行政部門と連携して、医薬品の上市の認可の審査と医薬品の上市許可申請段階における専利紛争解決との具体的なつなぎ合わせ方を制定し、国務院の同意を得て実施する。

第 77 条 生産経営の目的で、専利権者の許諾を経ずに製造され、販売された専利権侵害品であることを知らずに、使用し、販売の申出をし又は販売した場合、当該製品の合法的な出所を証明することができた場合は、賠償責任を負わない。

第 78 条 この法律第 19 条の規定に違反して外国に専利出願し、国家秘密を漏洩した場合、所属単位又は上級の主管部門が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及する。

第 79 条 専利業務管理部門は、社会向けに専利製品の推薦等の経営活動に関与してはならない。

専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級部門又は監察部門が是正、影響の排除を命じ、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接的な主管責任者及びその他の直接責任者に対し、法に依り処分を行う。

第 80 条 専利管理業務に従事する国家機関の職員及びその他関連する国家機関の職

員が、職責を怠り、職権を濫用し、私利のために不正行為を行い、犯罪を構成する場合、法に依り刑事責任を追及する。犯罪を構成するまで行かない場合、法に依り処分を行う。

第八章 附則

第 81 条 国務院専利行政部門に専利出願とその他の手続きをする者は、規定に基づき料金を納付しなければならない。

第 82 条 この法律は 1985 年 4 月 1 日より施行する。